



就学援助制度のお知らせ

尾張旭市教育委員会

尾張旭市では、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に、就学の援助を行っています。

1 援助の対象となるかた及び必要書類

生活保護の受給者又は次のいずれかに該当し、教育委員会が認定したかたに支給します。

援助受給要件		申請時添付書類 ※1
(1)	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止されたかた。	不要
(2)	尾張旭市市税条例に基づく市民税の非課税又は減免を受けたかた。	不要 ※2
(3)	愛知県県税条例に基づく個人の事業税の減免を受けたかた。	減免決定通知書又は減免額が記載された納税通知書
(4)	尾張旭市市税条例に基づく固定資産税の減免を受けたかた。	固定資産税の減免通知書又は減免額が記載された賦課決定通知書
(5)	国民年金法に基づく国民年金の保険料の免除を受けたかた。	国民年金保険料免除申請承認通知書
(6)	尾張旭市国民健康保険税条例に基づく保険税の減免又は徴収の猶予を受けたかた。	国民健康保険税減免決定通知書
(7)	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けたかた。	児童扶養手当証書
(8)	生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けたかた。	貸付決定通知書
(9)	保護者が日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者のかた。	公共職業安定所発行の対象者手帳
(10)	その他、経済的に困窮していると教育委員会が認めたかた。 (世帯の所得基準は、世帯の人数、年齢等の構成により異なりますので詳細についてはお問い合わせください。)	不要 ※2

※1 添付書類については、写しで結構です。

※2 令和5年1月1日に本市に住民票がある方のみ。令和5年1月2日以降に本市へ転入してきた方は該当しません。

2 申請手続き

- (1) 申請書に必要事項を記入のうえ、「①必要な添付書類」、「②振込先が確認できるもの写し」、「③申請者の身分証明書の写し」を、下記「6 問い合わせ先及び送付先」まで持参又は郵送してください。(申請書は、ホームページよりダウンロードできます。)
- (2) 申請は随時受け付けておりますが、申請された月の翌月分からの支給となります。
- (3) 新入学児童生徒(新1年生)に限り、4月末日までに申請いただければ、4月分から支給対象とします。

3 援助の種類と額(年額)

費 目		小 学 校	中 学 校
学 用 品 費 等		1年生 11,630円 2年生以上 13,900円	1年生 22,730円 2年生以上 25,000円
新入学用品費		57,060円	63,000円
校外活動費	(宿泊無)	実費援助(上限1,600円)	実費援助(上限2,310円)
	(宿泊有)	実費援助	実費援助
給 食 費		現物給付	
修学旅行費		実費援助	
医 療 費		実費援助(※学校病のみ)	
オンライン学習通信費		上限14,000円	

※ 学校病とは、トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病(虫卵保有を含む)です。

※ 生活保護を受給されている方については、上記の内、「修学旅行費」と「医療費」のみが援助の対象となります。

4 援助費の支給について

入学前に新入学学用品費を支給されていない方は5月に支給し、その他の費用については各学期末(7月・12月・3月)に支給します。

ただし、学校給食費は現物給付とし、就学援助費の支給時、給食費分は除かれます。

5 認定時期について

就学援助認定は当初4月と住民税決定後の8月の年2回です。(8月に手続きは必要ありません。認定・否認定に変更があった方のみ通知します。)

6 問い合わせ先及び送付先

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1

尾張旭市教育委員会 学校教育課 庶務係

電話 (0561) 76-8176 (直通)

(0561) 53-2111 (代表) 内線613・614